

# 平成 30 年度 「公開情報収集・保存用システムの開発」に関する 入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1. 入札に付する事項
- (1) 名 称:平成30年度「公開情報収集・保存用システムの開発」
- (2) 内 容 等:別紙1のとおり(平成30年度「公開情報収集・保存用システムの開発」仕様書)
- (3) 履 行 期 限:別紙1のとおり(平成30年度「公開情報収集・保存用システムの開発」仕様書)
- (4) 入札方法等:

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている平成 30 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 (サイバー攻撃等国際連携対応調整事業) で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加す ることを認める。
- (2) 別紙 2 の予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。再委託を行う場合は JPCERT コーディネーションセンターに予め申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。



3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1)入札説明会の日時及び場所

日時:平成30年8月24日(金) 16時00分~17時00分(1時間程度を予定)

場所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 11 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL: 03-3518-4600 FAX: 03-3518-4602

※説明会参加希望者は8月23日17時までにww-info@jpcert.or.jpに必要事項(法人名、部署名、参加者氏名、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限:平成30年9月7日(金)17時00分(必着)

場所:「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法:持参、郵便(簡易書留による)

(3) 入札者決定の通知日

平成30年9月14日(金)

(4) 入札日

日時:平成30年9月19日(水)16時00分~ (落札者が決定するまで)

場所:「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

- 5. その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明



書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

- 6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)
- (1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒情報グループ 川居(かわい)/洞田(ほらた)

E-mail: ww-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

総務部 経理担当 小島(こじま)/ 高崎(たかさき)

E-mail: soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問合せ可

9:00~18:00(12:00~13:00は除く)月~金曜日(祝・休日を除く)



## 平成 30 年度 「公開情報収集・保存用システムの開発」仕様書

#### 1. 件名

平成30年度 公開情報収集・保存用システムの開発(仕様書)

#### 2. 目的

脆弱性情報、マルウエアなどの脅威情報、セキュリティに関する様々な情報が多く発信されており、 JPCERT/CC ではサイバー攻撃等への被害の未然防止や軽減のために、毎日これらの公開情報を収集 し、保存し、JPCERT/CC で重要と判断情報を注意喚起やAnalyst Note等で発信している。

この公開情報の収集、保存と情報配信の一部で使用しているシステムが構築当初から時間が経過したことで現在の情報収集、保存に必要な機能が不足していたり、不要な機能が発生したりと実際の運用から少し乖離が発生している。また情報配信の在り方の見直しに伴い、これに必要な機能を新たに具備する必要がある。

そこで、現在使用している公開情報の収集、保存を実施しているシステムで、今後も必要な機能を洗い出し、それらの機能と今後の情報配信に必要な機能を合わせた新しいシステムを新規構築する。このシステムを構築することにより、同一稼働で公開情報の収集の範囲を広げることや、CISTAユーザに対して公開情報のリアルタイムな共有を行うことによる組織への早期注意を促進し、セキュリティ被害の未然防止を本事業の目的とする。

#### 3. 事業の内容及び実施方法

以下に関し、JPCERT/CC と協議しつつ、実施する。

- (1) 公開情報の収集・保存等に関するサーバの構築
  - (1.1) 保存できる公開情報の数については 1 URL を 1 つとして 300,000 件以上の保存ができるようにすること
  - (1.2) 公開情報をサーバに保存する際に、WebUIから登録することができること
  - (1.3) 保存した情報を WebUI を通じて編集・確認することができること
  - (1.4) 事前に登録したテンプレート文章と登録した情報を組み合わせて定型の文章を出力することができること
  - (1.5) 作成した文章については弊センタ内にある Subversion で共有すること
  - (1.6) 登録や参照などに関する次の API を最低限、具備すること
    - (ア) 公開情報を登録する際に、API経由で必要情報を自動補完、ないしは自動で登録を 行う
    - (イ) 登録した情報の中で、許可されたものの情報について、登録内容を参照する
    - (ウ) 特定期間内で登録した情報の件数を応答する
  - (1.7) 構築するサーバから、外部の API 機能を使用することができること
  - (1.8) RSS 等を利用して公開されている情報を収集する機能を具備すること



- (1.9) RSS 等で収集した情報からサーバ内に登録した情報についての傾向を蓄積・分析し、 RSS などで収集する情報で登録傾向が高いものなどについては何らかの強調を加える等の 効果を実施できるようにすること
- (1.10) WebUIを使用するにあたって、ユーザ単位でアカウントを払い出し管理ができること
- (1.11) これらの機能について事前に試験を行うこと。また行った試験項目及びその結果については納品物に含め、報告すること

## (2) サーバの構築における支援

- (2.1) 弊センタ内の構築時において検証時と異なるパラメータ設定が必要な個所について明らかすること
- (2.2) 弊センタ内構築時に支援を必要に応じて実施できること。

## (3) 各種ドキュメント

- (3.1) 各種機能の使用についてまとめた資料を作成すること
- (3.2) WebUI や API 等を使用する方法についた資料を作成すること

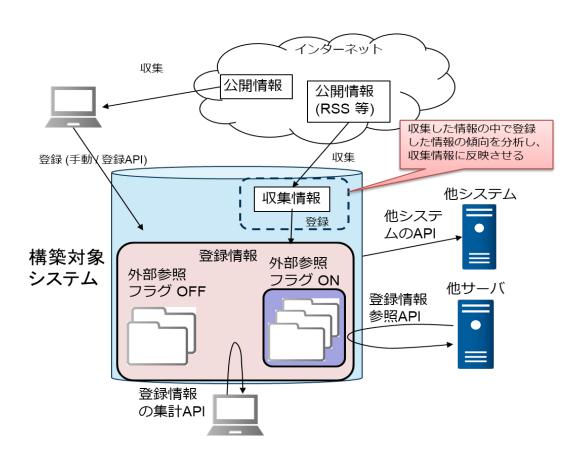


図 1. 情報収集システム実現予想図



## 4. 入札要件

- ・30万カラム以上の情報を保存する DB システムの開発実績があること
- ・機械学習に関するシステムの構築に関しての実績があること
- ·Web アプリケーションの開発実績があること

## 5. 履行期限

契約期間:契約締結日から平成31年3月29日まで

納期:仮想サーバイメージ 平成31年2月28日

上記以外の納品物 平成31年3月22日

なお、契約期間中は必要に応じて打ち合わせの場を設け、進捗などの報告を行うこと。

#### 6. 成果物

以下全ての電子データ (DVD-ROM 等 各2部) を納品すること。

- ・サーバ仕様書、ソースコードおよびマニュアル
- ・ VMWare ESXi で動作を確認できた形式のファイル (サーバの仮想イメージ)
- ・サーバの環境設計書
- ・ 動作試験項目及びその結果の一覧

## 7. 納入場所

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター



JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令(国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの)を準用して行うこととする。

# 予算決算及び会計令(抜粋)

(昭和22年4月30日勅令第165号)

## (一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

#### (一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間 一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した 者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる